■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■

＜東京税政連からのお知らせ＞　　2012．06.11

SUB　　政府の消費税転嫁対策について

■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■

政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部は、５月３１日、「転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況（中間整理）」を公表しました。

円滑な転嫁の推進に関しては

１　消費者・事業者に対する広報

２　 相談窓口の設置

３　独禁法・下請法の更なる対応

４　事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

５　転嫁状況に関する監視・検査体制の強化

を進めるとしています。

価格表示のあり方については、

１　価格表示に関する業界内の統一基準の策定

２　税率引き上げ時の総額表示義務の弾力的運用

を行うとしております。

このほか、財政上・税制上その他の支援措置を講ずることとしています。

「中間報告」の詳細はこちらから

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/pdf/kettei_120531.pdf

民主党役員会が了承した同党の WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」はこちらから

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/pdf/dai2_sankou.pdf

以上、ご参考までにお知らせします。

東京税政連　事務局